さいたま地方法務局戸田出張所	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年三月二十九日
さいたま地方法務局志木出張所	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年三月二十九日
さいたま地方法務局川越支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年三月二十九日
さいたま地方法務局坂戸出張所	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年三月二十九日
さいたま地方法務局熊谷支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年三月二十九日
さいたま地方法務局本庄出張所	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年三月二十九日
さいたま地方法務局大宮支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年三月二十九日
さいたま地方法務局鴻巣出張所	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年三月二十九日
さいたま地方法務局秩父支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年三月二十九日
さいたま地方法務局上尾出張所	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年三月二十九日
さいたま地方法務局所沢支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年三月二十九日
さいたま地方法務局飯能出張所	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年三月二十九日
さいたま地方法務局東松山支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年三月二十九日
さいたま地方法務局越谷支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年三月二十九日
さいたま地方法務局岩槻出張所	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年三月二十九日
さいたま地方法務局春日部出張所	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年三月二十九日
さいたま地方法務局草加出張所	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年三月二十九日
さいたま地方法務局久喜支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年三月二十九日
盛岡地方法務局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年三月二十九日
盛岡地方法務局花巻支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年三月二十九日
盛岡地方法務局北上出張所	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年三月二十九日
盛岡地方法務局二戸支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年三月二十九日
盛岡地方法務局遠野支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年三月二十九日
盛岡地方法務局大船渡出張所	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年三月二十九日
盛岡地方法務局宮古支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年三月二十九日
盛岡地方法務局一関支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年三月二十九日
盛岡地方法務局水沢支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年三月二十九日

附　則

この告示は、平成二十二年二月一日から施行する。

○法務省告示第五十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号の二の規定に基づき、同下欄第五号ハ及び第六号の規定の適用を受けない研修を次のとおり告示する。

平成二十二年二月一日

法務大臣　千葉　景子

一　研修を事業として行う機関の名称及び所在地　株式会社東京ドレス　青森県八戸市大字尻内町字上川原七十一番地二

二　実務研修を実施する機関の名称、所在地及び研修内容

名称	所在地	研修内容
株式会社東京ドレス	青森県八戸市大字尻内町字上川原七十一番地二	婦人子供服製造

三　対象となる者　平成二十二年二月一日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者

四　対象となる者が研修の在留資格をもって在留する期間　一年以内の期間

○法務省告示第五十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号の二の規定に基づき、同下欄第五号ハ及び第六号の規定の適用を受けない研修を次のとおり告示する。

平成二十二年二月一日

法務大臣　千葉　景子

一　研修を事業として行う機関の名称及び所在地　株式会社新鬼怒川ホテルニュー岡部　栃木県日光市鬼怒川温泉大原千四百番地

二　実務研修を実施する機関の名称、所在地及び研修内容

名称	所在地	研修内容
株式会社新鬼怒川ホテルニュー岡部	栃木県日光市鬼怒川温泉大原千四百番地	ホテル研修

三　対象となる者　平成二十二年二月一日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者

四　対象となる者が研修の在留資格をもって在留する期間　一年以内の期間

○法務省告示第五十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号の二の規定に基づき、同下欄第五号ハ及び第六号の規定の適用を受けない研修を次のとおり告示する。

平成二十二年二月一日

法務大臣　千葉　景子

一　研修を事業として行う機関の名称及び所在地　株式会社海渡　東京都豊島区長崎六丁目十番八号